

東地裁総第447号

令和6年3月11日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長 渡 部 勇 次

司法行政文書不開示通知書

令和5年11月27日付け（同月30日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年11月頃に作成された、東京地裁の幹部連絡会の報告資料

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）